

国立大学法人等からの出資範囲について

科学技術・学術政策局
産業連携・地域振興課



文部科学省

(令和4年4月予定) 国立大学法人等による出資の範囲

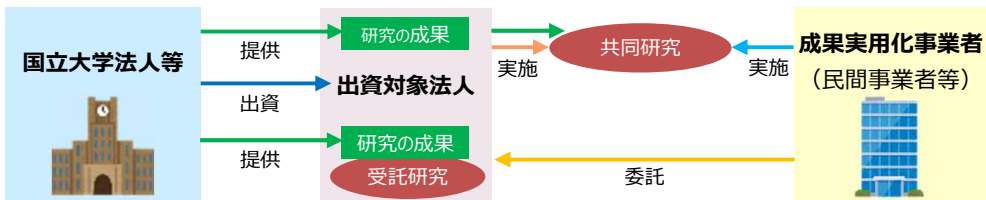
近年、国立大学法人等が保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大している**。(< > 囲いは対象事業者への出資が可能になった年)

I. 研究成果の活用

1. 成果活用促進事業者 <令和3年・政令改正> 【対象：全ての国立大学法人等】

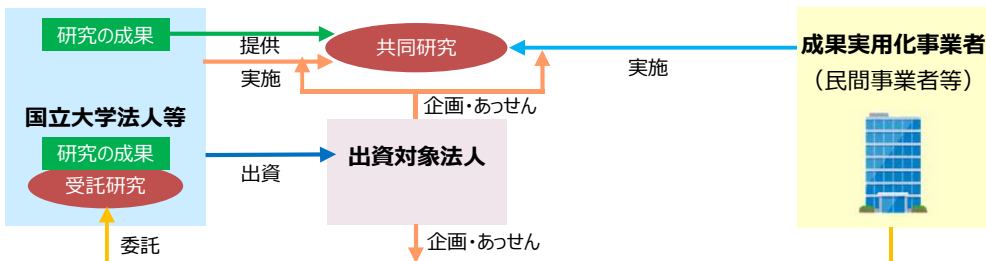
- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

(例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う**研究所**)



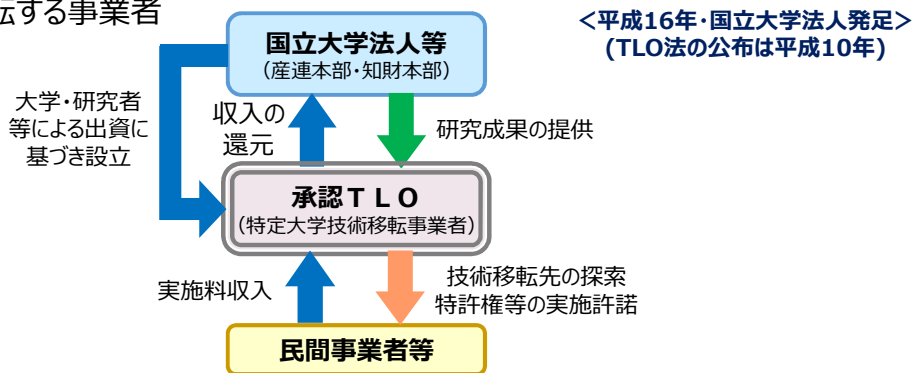
- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あっせん**する事業者

(例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングする**O I 機構**)



2. 特定大学技術移転事業者 (承認TLO) 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者

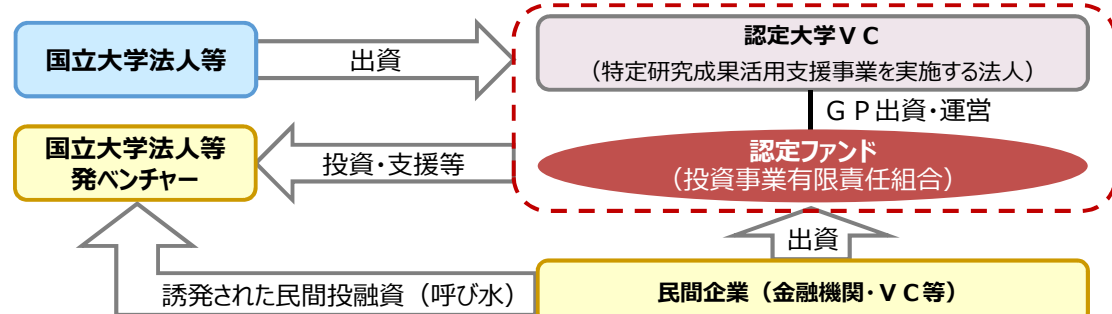


3. 特定研究成果活用支援事業者

【対象：全ての国立大学法人等】

<平成26年・出資認可の告示改正> (産業競争力強化法の公布は平成25年)

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



4. 研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により拡大> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：指定国立大学法人】

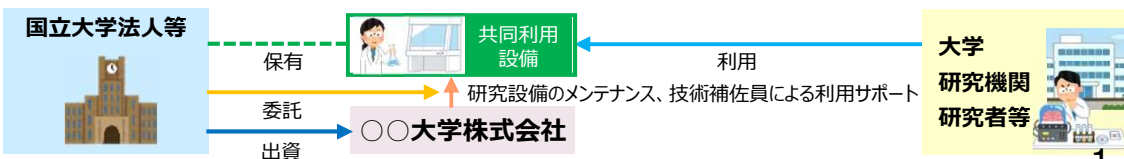
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



II. 教育研究施設の管理・利用促進

6. 教育研究施設管理等事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：全ての国立大学法人等】

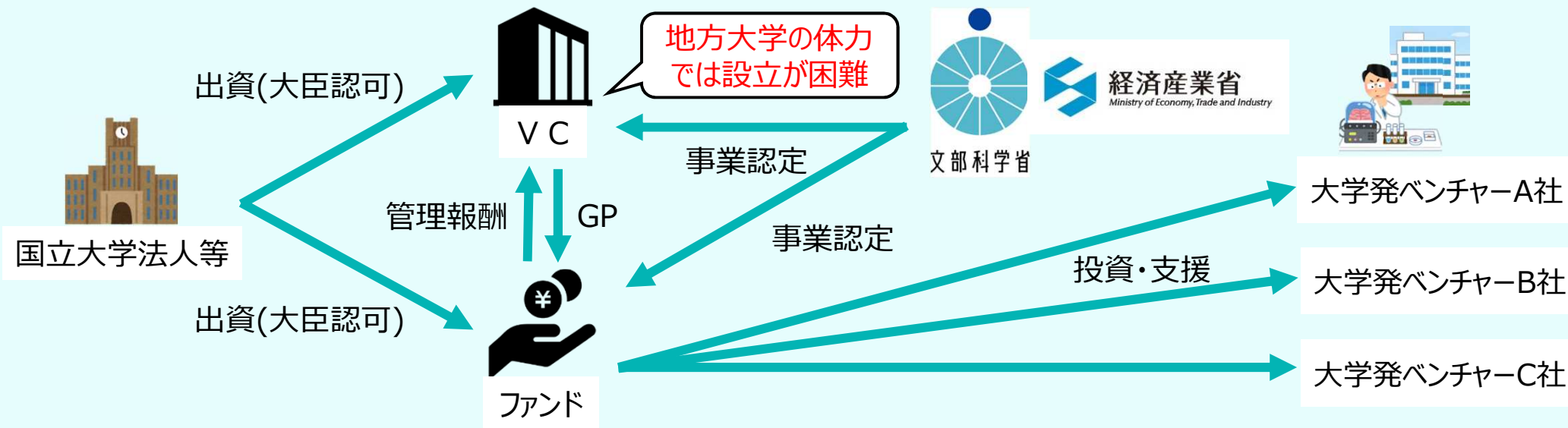
- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者



現行制度で国立大学法人等からファンドに出資可能・不可能なスキーム

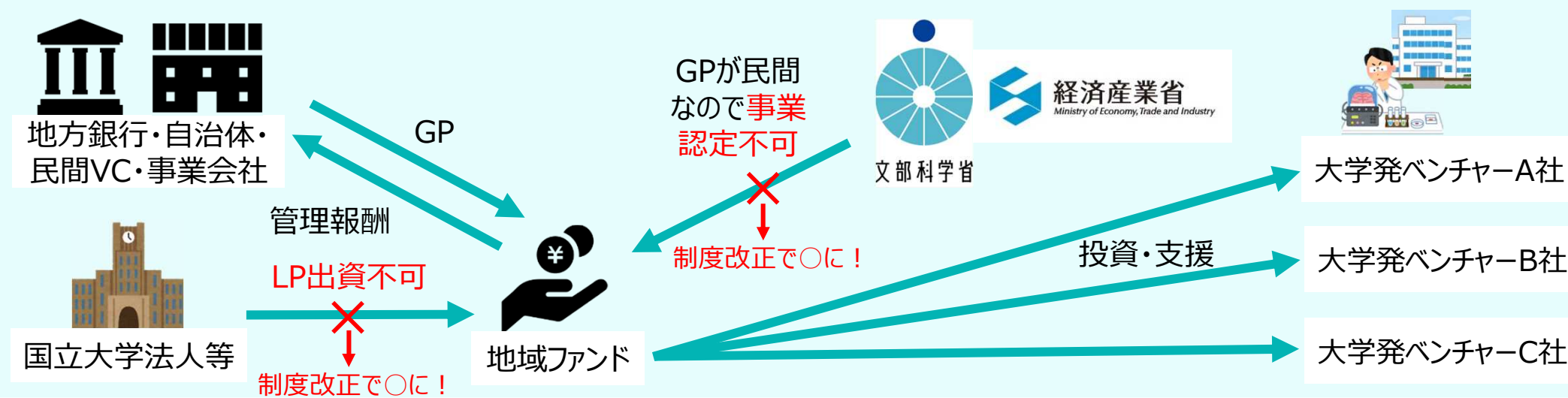
現行制度で可能な出資スキーム

- 国立大学法人等は、**文科大臣・経産大臣から認定を受けたVC・ファンド**に出資が可能。また、認定を受けた後でも、出資を実施するたびに**文科大臣からの出資認可**が必要。



現行制度で不可能な出資スキームの一例

- 民間がGPの地域ファンドは大学発ベンチャーを支援しているが、**国立大学は出資を通じた社会実装支援ができない。**



大学発ベンチャー投資に関する各地域の取り組み

各地域で組成されている主な大学発ベンチャー投資ファンドの例

- 【東工大】 未来創造2号ファンド（GP：未来創造機構、LP：芙蓉総合リース、みずほ証券、ローム等）
- 【名古屋大】 名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー2号ファンド（GP：NVCC、LP：愛知銀行等）
- 【広島大】 広島大学・広島県内大学発ベンチャー支援ファンド（GP：広島VC、LP：広島銀行等）
- 【鳥取・島根大】 とっとり・しまね大学発・産学連携ファンド（GP：REVICキャピタル、LP：山陰合同銀行）
- 【徳島大】 産学連携1号ファンド（GP：産学連携キャピタル、LP：阿波銀行）
- 【九大】 QB第2号ファンド（GP：QBキャピタル・NCBベンチャーキャピタル、LP：西日本シティ銀行等）

- ★ 内閣府スタートアップ・エコシステム拠点都市
- 地域の大学発ベンチャー投資ファンド
- 官民イノベーションプログラム4大学ファンド



| | 過去5年の大学発ベンチャー設立数 |
|-------------------|------------------|
| 4大学（東北大、東大、京大、阪大） | 313 社 |
| 4大学以外の国立大学法人等 | 452 社 |

出典：文部科学省「令和元年度 大学等における産学連携等実施状況について」

✓ イノベーション・エコシステムの形成には、4大学以外も出資できる仕組みが必要。

国立大学法人等のVC・ファンドが抱える課題

課題 国立大学法人等が出資可能なベンチャーキャピタル（VC）と投資事業有限責任組合（ファンド）の認定に係る実施指針には、**投資事業に必要な体制等を保証する規定**に加えて、**政府出資金を前提とした規定**が一部含まれているため、**4大学以外が認定を受けるにはハードルが高い**。

特定研究成果活用支援事業の実施指針（認定基準）に規定された主な要件※

（1）事業者が満たすべき体制に関する要件

- VCは株式会社であること、**ファンドは当該VCがGP（無限責任組合員）として業務を執行**すること。
- VC又はファンドの業務執行法人は、事業の実施に必要な**知識、能力、実績を有する役員**を備えること。
- 出資の意思決定を行う機関として**支援・投資委員会**を設置すること（学外者を2／3以上、学外の社外取締役を1名以上）。
- 役員及び支援・投資委員会を**監督、けん制する機関**を設置すること。
- 技術に関する研究成果を見極め、**事業化の可能性を判断するための体制**を備えること。
- VC又はファンドの業務執行法人は、国立大学法人等だけでなく、**国との意見交換を密接に行う体制を構築**すること。

（2）事業の進め方に関する要件

- **政府出資金と合わせて民間事業者からも資金供給が行われるものであること**。
- 政策目的を踏まえ、**適切な分散投資**を行うものであること。
- 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮し、**民業補完に徹する**ものであること。
- 総収入額が総支出額を上回るように、**出資先の事業の進捗状況や収益性を適切に評価**すること。
- 資金の出資及び人的・技術的援助が国立大学法人その他の関係者との**適切な役割分担**の下で行われること。
- 情報の適正な取扱いに留意し、情報公開を一般に行うなど、**事業の透明性を確保**するものであること。
- 新しくファンドを作る場合は、**組成から6か月以内に旧ファンドへの新規出資を終了し、かつ民間出資率を増加させる**こと。